

子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	銚子市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年銚子市条例第32号） 別表第1の1の項 子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第1条	銚子市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年銚子市規則第1号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この規則は、保護者が負担する子どもの医療に要する費用（以下「子ども医療費」という。）の全部又は一部を当該保護者に助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		銚子市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年銚子市規則第1号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年銚子市規則第1号)第7条第1項
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項の規定による受給資格及び世帯区分の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。口及び次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第11条第1項
事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第11条第1項の規定による受給資格及び世帯区分の再認定の審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号イ	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第15条第1項
事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第15条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号イ	銚子市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	